

委員会の行政調査報告

議会改革推進特別委員会

委員長 武田 なおき

10月28日に兵庫県西宮市を訪問し、「議場説明用持込物品」と「高校生議会」について行政調査を行いました。

「議場説明用持込物品」については、平成27年8月の議会運営委員会で協議を始めたとのことでした。インターネット中継の開始を機に、一般質問などの際、視覚的に分かりやすくするため、紙資料以外の説明用物品を持ち込みたいとの需要も想定されるため、取り扱いのルールを協議してはどうかとの提案があり、協議を行うことになりました。その後、広報広聴委員会で協議を重ね要綱案を策定し、平成27年11月に議会運営委員

会で確認、制定したとのことでした。要綱第3条にその基本的な考え方として5点が挙げられています。

- ①あくまでも補助的手段である
- ②使用は必要な範囲に限る
- ③その内容が著作権その他の知的財産権を侵害しないもの
- ④個人情報を含まないもの
- ⑤説明用持込物品等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること

その他持ち込みの禁止物品（要綱第6条）と議長の承認基準（要綱第7条）が示されています。

「高校生議会」については平成28年に市内にある県立高校からの申し出により「バーチャル市議会」を平成28年10月20日に開催しました。その中には模擬一般質問

の時間が50分程度確保されていて、高校生が質問を事前に通告しておき、議員が当局役となって答弁をしたとのことでした。その後は市立高校も参加するだけでなく、地元の大学のゼミとも模擬議会を行っています。また、大学とのバーチャル市議会はインターネット中継をされたとのことでした。



西宮市にて

議会運営委員会

委員長 成瀬 のりやす

11月11日に東京都東村山市、12日に千葉県鎌ヶ谷市を訪問し行政調査を行いました。

東村山市では「委員外議員」と「議会基本条例の検証」について調査しました。

「委員外議員」の発言については、平成29年4月に以下のように改正されました。

委員会制度及び各委員会の自主性等に鑑み、「議案」のみを対象とし、発言通告書の提出をもって意思表示とし、委員会委員の質疑終了後に委員会の許可を得て、議案数に関わらず片道（答弁を含まず）3分以内の一問一答形式で行う等、詳細に明文化されていました。

「議会基本条例の検証」については、条文ごとに議会としての自

己評価を5段階で行われていました。この検証方法は本市議会においても大変参考になるものでした。



東村山市にて

鎌ヶ谷市では「通年議会」と「議会のペーパーレス化」について調査しました。

「通年議会」については、議会機能強化や緊急時における迅速な対応等を行うため、令和元年5月より導入されました。市長が会期をほぼ1年間とする定例会を招集し、議長権限で本会議を開催しています。そのため、常任委員会の

活動が活性化されるだけでなく、市長の専決処分が減少する等、メリットがあり議会機能の充実強化が図れたとのことでした。反面、日程調整や執行部の負担、議員や会派としての活動に制約が生じる等、課題も多くあるとのことでした。

「議会のペーパーレス化」については本市議会で検討している「ICT化」の中での検討事項であるタブレットの議場持込みについて参考となる事例でした。



鎌ヶ谷市にて